豊橋市健幸なまちづくりパートナーシップに関する実施要綱(目的)

第1条 この要綱は、市が事業者等と締結する豊橋市健幸なまちづくりパートナーシップ(以下「パートナーシップ」という。)について必要な事項を定めることより、豊橋市健幸なまちづくり条例(平成30年豊橋市条例第38号)第3条に規定する基本理念の下、市と事業者等が相互に連携して地域の課題解決を図る取組を推進し、誰もが生涯にわたり健やかで幸せに暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定 めるところによる。
  - (1) 事業者等 事業活動又は公共的な活動を行う企業、法人その他の団体であって、国及び地方公共団体以外の団体をいう。
  - (2) 連携事業 市と事業者等が、それぞれ保有する資源を活用し、地域の課題解決に向けて相互に連携して取り組む事業をいう。
  - (3) パートナーシップ 連携事業の実施に当たって必要な事項を定めるものであって、市及び事業者等の双方の合意の上で締結するものをいう。

(パートナーシップの対象となる事業者等)

- 第3条 パートナーシップの対象となる事業者等は、次の各号のいずれにも該当しないものであって、次条の連携事業を行うことが適当であると市長が認めたものとする。
  - (1) 事業者等の代表者又は役員(以下「代表者等」という。)が破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者である場合
  - (2) 事業者等又は代表者等が、刑事事件に関し、現に起訴され、又は禁錮以上の刑に処せられている場合(刑の消滅をした場合を除く。)
  - (3) 事業者等が、破産手続開始の決定、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による再生手続開始の決定、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の決定を受けていないこと。
  - (4) 事業者等又は代表者等が、次のいずれかに該当する場合 ア 豊橋市暴力団排除条例(平成23年豊橋市条例第2号)第2条第1号に規定す

る暴力団(以下「暴力団」という。) である場合

- イ 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」 という。)である場合
- ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。) である場合
- エ 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体である場合
- オ 暴力団又は暴力団員等がその経営に実質的に関与している場合
- カ 暴力団又は暴力団員等に対して、金銭等の援助を行っている団体である場合
- (5) 事業者等若しくは代表者等が国税(法人税、所得税及び消費税(地方消費税 を含む。)をいう。)若しくは豊橋市税を滞納し、又はそれらが未申告である場 合
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により、 豊橋市から一般競争入札等の参加者の資格を取り消される等している場合
- (7) 豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領 (平成6年4月1日決裁) 第 2条に基づく指名停止の措置を受けている場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長がパートナーシップの対象者として適当で ないと認める場合

(パートナーシップの対象となる連携事業)

- 第4条 パートナーシップの対象となる連携事業は、条例第3条に規定する基本理念 に合致する事業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 市が事業者等と連携することにより、地域の課題の解決につながると認められる事業であって、新たに行うもの
  - (2) 市が既に実施している施策又は事業であって、事業者等との連携により、当 該施策又は事業の推進等に寄与すると認められる事業
  - (3) 事業者等が、社会貢献のために実施する施策又は事業であって、市と連携することにより、市民サービスの向上に寄与すると認められる事業
  - (4) 事業者等が、新規に行うサービス等のためにする実証事業等であって、市と 連携することにより、将来の市民サービスの向上に寄与すると認められる事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、パートナーシップの対象となる連携事業としない。

- (1) 専ら事業者等の直接的な営業又は広告宣伝等を目的とするもの
- (2) 民間事業者等の利益を誘導するおそれのあるもの
- (3) 法令等で製造、提供等が禁止されている又は法令等に基づく許可等を受けていない役務、商品を提供するもの
- (4) 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
- (5) 特定の政党若しくは宗教を支持し、又はこれに反対するための政治的若しくは宗教的教育を目的とするもの
- (6) ギャンブルに係るもの(公共的な団体が実施するものを除く。)
- (7) 人権を侵害するおそれがあるもの(これに類するものを含む。)
- (8) 非科学的なもの若しくは迷信に類するものであって、利用者等を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそれらのおそれのあるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、連携事業として適当でないと市長が認めるもの (パートナーシップの締結等)
- 第5条 パートナーシップの対象となる連携事業を実施しようとする事業者等は、あらかじめ市と当該連携事業の内容等について協議しなければならない。
- 2 市及び事業者等は、前項に規定する協議が整った場合は、連携事業の内容、パートナーシップの条件、有効期間その他必要な事項を記載したパートナーシップ締結 書を作成し、パートナーシップを締結するものとする。
- 3 市及び事業者等は、連携事業の追加又は連携事業の内容に変更が必要であると判断した場合は、双方協議して定めるものとする。

(知的財産権等の取扱い)

- 第6条 市又は事業者等は、パートナーシップの連携事業において、知的財産権等の 対象となる発明又は考案をした場合は、あらかじめパートナーシップの相手方に通 知しなければならない。
- 2 前項の規定による通知があった場合は、当該知的財産権等の取得のための手続、 権利の帰属等について、双方協議して定めるものとする。

(公表等)

第7条 市及び事業者等は、第5条第2項の規定によるパートナーシップを締結した 場合は、記者発表、ホームページへの掲載その他適切な方法により、それぞれ速や かにその内容等を公表するものとする。

(パートナーシップの有効期間)

第8条 パートナーシップの有効期間は、パートナーシップを締結した日から1年間とし、期間満了の1か月前までに双方申出がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。ただし、市若しくは事業者等に特別の事情がある場合又は連携事業が完了した場合は、この限りでない。

(パートナーシップの解消)

- 第9条 市は、事業者等又は代表者等が次の各号のいずれかに該当する場合には、事業者等の承諾等なくパートナーシップを解消することができる。
  - (1) 事業者等若しくは代表者等が第3条各号のいずれかに該当し、又は連携事業 が第4条第2項各号に該当すると認められたとき。
  - (2) 事業者等が市の職員の職務の執行を妨げたとき。
  - (3) 事業者等が監督官庁等から営業の取消し、停止その他これらに類する処分を受けたとき又は契約の相手方として必要な資格等が欠けたとき。
  - (4) 事業者等に破産法に基づく支払の停止があったとき、事業者等が手形交換所から取引停止処分を受けたとき又は事業者等に対して仮差押え、差押え、競売、破産手続開始決定、民事再生手続に係る開始決定、会社更生に係る開始決定若しくは特別清算手続開始の申立てがあったとき。
  - (5) 事業者等又は代表者等が公租公課の滯納処分等を受けたとき。
  - (6) パートナーシップに基づく連携事業が、暴力団、暴力団員又は暴力団員等の 利益になることが判明したとき。
  - (7) 事業者等が事業の譲渡、事業の廃止その他の理由により、パートナーシップ に基づく連携事業を行わなくなるおそれがあると認めるとき。
  - (8) 事業者等が合併、分割又は解散をするとき。
  - (9) パートナーシップに基づく連携事業の実施に関し、事業者等、代表者等又は 事業者等の従業員の責めに帰すべき事由により、市、市の職員又は第三者に損害 を与えたとき。
  - (10) 事業者等に市に対する信頼関係を破壊する行為その他の背信行為があったと 認められるとき。
  - (11) 事業者等が次のいずれかに該当したとき。
    - ア 事業者等が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律 第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、公正取引委員 会の事業者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排

除措置命令(以下「排除措置命令」という。)又は独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。)。

- イ アに掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令(独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。ウにおいて同じ。)により、事業者等が、パートナーシップについて独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- ウ 事業者等(事業者等が法人その他の団体である場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者を含む。エ及び才において同じ。)対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- エ 事業者等に対し、刑法第198条に規定する刑が確定したとき。
- オ 事業者等がアからエまでに規定する行為をしたことが明らかであると認められたとき。
- (12) 事業者等に雇用され、かつ、パートナーシップに基づく連携事業に関わっている労働者に対する賃金の支払について、事業者等が最低賃金法(昭和34年法律第137号)第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、パートナーシップを継続することが困難であると市長が認めたとき。
- 2 前項の規定によるパートナーシップの解消によって事業者等に損害その他の不利益等が発生した場合であっても、市は何らの責任も負わないものとする。

(不可抗力等によるパートナーシップの解消)

第10条 市又は事業者等は、天災、不可抗力その他市又は事業者等のいずれの責めに も帰することができない事由により、パートナーシップに基づく連携事業の実施及 び継続が困難であると判断した場合には、書面によりパートナーシップの解消を申 し出ることができるものとする。ただし、当該連携事業そのものが、天災、不可抗 力等の発生時に実施することを目的としている場合を除く。

(協議)

第11条 この要綱及びパートナーシップ締結書に定めのない事項又はそれらの内容等 に疑義が生じた場合には、市及び事業者等は、双方協議の上、これを処理するもの とする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップについて必要な事項は、市 長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年6月22日から施行する。